

令和6年第1回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 令和6年1月22日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和6年1月22日
2. 閉 会 令和6年1月22日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 紫 藤 眞理子	5番 小 林 雅 弘	9番 三 留 正 義
2番 仲 川 久 人	6番 荒 海 正 人	10番 猪 俣 常 三
3番 長 谷 川 正	7番 秦 貞 継	11番 青 木 照 夫
4番 上 野 恵美子	8番 伊 藤 一 男	12番 武 藤 道 廣

2. 不応招議員

なし

令和6年第1回西会津町議会臨時会会議録

令和6年1月22日(月)

開 会 10時00分
閉 会 10時41分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長 谷 川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	商工観光課長	岩 渕 東 吾
副 町 長	大 竹 享	農林振興課主幹	鈴 木 利 博
総 務 課 長	伊 藤 善 文	建設水道課長	佐 藤 広 悦
企画情報課長	玉 木 周 司	会計管理者兼出納室長	五十嵐 博 文
町民税務課長	渡 部 栄 二	教 育 長	五十嵐 正 彦
福祉介護課長	船 橋 政 広	学校教育課長	佐 藤 実
健康増進課長	矢 部 喜代栄	生涯学習課長	齋 藤 正 利

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和6年第1回議会臨時会議事日程（第1号）

令和6年1月22日 午前10時00分開会

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の氏名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 報告第1号 委任専決処分事項

日程第6 議案第1号 令和5年西会津町一般会計補正予算（第9次）

閉 会

○議長 ただいまから、令和6年第1回西会津町議会臨時会を開会します。(10時00分)
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○事務局長 ご報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり1件の議案が及び1件の報告が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。

なお、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長または主幹及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5番、小林雅弘君、6番、荒海正人君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1月22日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、会期は本日1月22日の1日間に決定しました。

日程第3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第5、報告第1号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 報告第1号、委任専決処分の報告について、ご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、昭和53年6月30日にご議決をいただいております、町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告をするものであります。

件数は2件で、物損事故に係るものでございます。それでは、議案書の最後のページ、

報告第1号の報告書をご覧ください。

まず、1件目であります。事件の発生年月日につきましては、令和5年10月2日であります。その内容であります。町民バスが徳沢地内の県道を走行中、右折してきた車両と接触し双方の車両を損傷させたものであります。損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日及び賠償額につきましては、令和5年12月27日、14,480円であります。なお、過失割合につきましては、当方10%であります。

次に、2件目であります。事件の発生年月日につきましては、令和5年10月10日あります。その内容であります。町所有車が奥川井岡地内において、方向転換のため後退した際、門柱に接触しその門柱を損傷させたものであります。損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日及び賠償額につきましては、令和5年12月8日、16,500円あります。なお、過失割合につきましては、当方100%であります。以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく委任専決処分事項の説明を終わります。

○議長 　ただ今の報告に質疑を行います。

これで報告第1号、委任専決処分事項の報告を終わります。

日程第6、議案第1号、令和5年度西会津町一般会計補正予算（第9次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 　議案第1号、令和5年度西会津町一般会計補正予算（第9次）の調製について、ご説明いたします。今次補正の主な内容であります。歳入においては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や、ふるさと応援寄附金の追加計上であります。歳出では住民税均等割課税世帯への10万円の給付金、住民税均等割課税世帯、及び住民税非課税世帯に属する18歳以下の子ども1人当たり5万円の給付金などを計上したほか、生活応援商品券事業などの所要額を計上したものであります。

それでは予算書をご覧ください。令和5年度西会津町の一般会計補正予算（第9次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,214万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億3,938万1千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の補正は、第2表繰越明許費補正による。補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。7ページをご覧ください。

まず歳入であります。14款国庫支出金、2項1目、総務費国庫補助金7,214万7千円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加計上であります。17款寄付金、1項2目、ふるさと応援寄附金1千万円の増は、ふるさと応援寄附金の追加計上であります。8ページをご覧ください。歳出であります。

2款総務費、1項5目、財産管理費378万4千円の増は、財源調整の結果、ふるさと応援寄附金の剰余分を財政調整基金に積み立てるものであります。2項1目、税務総務費600万円の増は、ふるさと応援寄附金事業に係る記念品や運搬費、委託料などの追加計上であ

ります。9ページをご覧ください。3款民生費、1項6目、物価高騰対応重点支援給付金事業費4,231万3千円の増は、住民税均等割課税世帯への給付金2,500万円や、子ども加算300万円、調整給付1,176万円の計上などであります。7款商工費、1項2目、商工振興費3,005万円の増は、生活応援商品券2,800万円の計上などであります。4ページにお戻りください。第2表繰越明許費補正、追加であります。こちらは生活応援商品券事業に係るもので、商品券の使用期限が年度を跨ぐことから、翌年度においても事業を実施するため、繰越明許費の補正をお願いするものであり、款、項、事業名は記載のとおりであります。金額は3,005万円であります。以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　今ほど説明がありました。関連と確認のためにご質問申し上げます。

まず1点目としてコロナ対応と経済、これは民生費ですね、民生費の中で物価高騰対策、及び子供に対するもの、それから物価高対応ということでもありますけれども、今までですね、生活支援の補助及び交付金の内容と総額どのくらいになっておりますか。それと同じようですが経済支援ということでその内容と総額がどのようになっていますか。そしてまた今次のこういった対策になった理由としてそれらをどのように評価して今次この対策をされるに至った、評価検証された後とでこの政策が打ち出されたわけでありますが、その内容とそして今次の成果といいますか、どのように期待をしておられますか。

それから最後に、今後こういった国からの政策等がどのようになるのか、その見通しをお示しください。

○議長　総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　それでは12番、武藤道廣議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の中で1点目、新型コロナウイルスと物価高騰関連対策の臨時交付金を活用した事業ということでございますが、まず令和2年度から令和5年度の見込みを含めまして、新型コロナウイルス、物価高騰関連対策の総額につきましては、184事業で9億145万2千円というような総額となっているところでございます。そのうち生活者支援の関連ではですね、商品券事業や学校給食費の食材購入費補助、低所得者への給付金などの事業、おおむね10事業で総額につきましては2億6,597万4千円となっております。

次に経済活動の回復、いわゆる経済に対する支援につきましては、事業者に対する電気料、燃料高騰の支援などを含めまして、41事業、総額2億6,036万7千円となっているところでございます。

これまでの事業についての評価検証はということですが、こちらのほうにつきましてはですね、生活者支援をはじめ、事業者支援などの経済活動の回復に一定の成果があったものと考えております。特に町内の消費拡大や経済回復に向けてこれまで諸品検事業を6回実施しているところでございます。今回の補正で計上させたものを入れますと7回で、総額2億円を超える消費喚起に向けた対策を行うものでありまして、成果があったものと考えているということでございます。

続いて今次の補正の目的ということでございますが、こちらの方につきましてはですね、

今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、国ではですね、住民税非課税世帯均等割世帯の支援を行うものとしておりまして、また町としましてはですね、この臨時交付金を活用した様々な事業を検討してまいりましたが、今次につきましては国において低所得者の支援を行うということから、町では納税世帯を含めた全町民を対応とした事業とすることとしたところでございます。具体的にはですね、地域経済の活性化と町民の生活を応援するために今回商品券事業としてご提案させていただくというものでございます。

最後に4点目の今後の対応ということでございますが、こちらの方ですね今現在物価高騰に伴う生活支援に関する事業についてはですね、臨時交付金などの特定財源がなければ大変難しいものかと考えておりますが、今後そういうような形で生活支援の事業が必要となれば十分に検討していかなければならないのかなと考えるところでございます。以上でございます。

○議長　その他ございませんか。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　それでは2点お伺いをいたします。

まず9ページの民生費、物価高騰対策重点支援給付金というところで、住民税均等割のみ課税世帯という言葉が出ております。これは昨年議決したものが7万円、その前に3万円ということで、住民税非課税世帯に対する支援は決定をしておりますが、今回のこの支援給付金はその枠を広げるものという理解でよろしいのでしょうか。まずそれを伺います。

それから2点目。この住民税均等割のみ課税世帯というのは何世帯予定しているのか、さらに昨年度実施した非課税世帯が何世帯で、計西会津町の全世帯数、何世帯分の何パーセント、何世帯にこの支援事業が実施されるのかお伺いします。

○議長　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　それでは小林議員のご質問にお答えいたします。

3款、民生費の中で物価高騰対応重点支援給付金として3つの事業を行うこととなっております。そのうち住民税均等割のみ課税世帯につきましては、議員がおっしゃられるとおり、これまで同じ事業といたしまして、令和5年度の3次補正におきまして3万円の給付、8次補正におきまして7万円の給付を住民税非課税に給付を実施または予定しているところでございます。この10万円を非課税世帯に給付するといった国の制度がございまして、さらに国の方で議員がおっしゃるように枠を広げる、対象世帯を広げる意味で住民税の均等割りだけが課税されている世帯、所得割の方が課税されずに均等割りだけが課税されている世帯について今回対象を広げて給付するというものでございます。なお対象世帯につきましては、250世帯を予算では見込んでおります。

続きまして、町内の3万円、7万円の給付、さらにこの10万円の均等割りのみの世帯の給付で町内の世帯の何パーセントを占めているのかというおたがしでございますが、およそでございますが、43.7パーセントほどの世帯が対象になっているということでご理解をいただきたいと思っております。世帯数ですが、町内の世帯については1月1日現在で2,509世帯、これは住民基本台帳を有する世帯ということでございます。それに対して昨年の重点支援給付金、すでに3万円を寄附した世帯が848世帯でございます。そこに今回の250世帯

を加えまして、先ほどの 43.7 パーセントほどの世帯が対象となっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それではその件についてもう一つお伺いしたいと思います。大体いつ頃を目途に支給する予定なのか、これだけお伺いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 小林議員のいつ頃給付を予定しているのかというご質問にお答えいたします。この給付につきましては、今回ご議決をいただいたのちに手続き、事務処理などをすませながら、できる限り年度内には給付を目指していきたいと。国の方ではできるだけ早くという通知がございますけれども、町としましては体制が整い次第できる限り早く給付を行っていききたいと思います。なお 12 月に 8 次補正でご議決をいただきました 7 万円の給付につきましては、現在 1 月 31 日を 1 回目の給付に向けて作業を進めておりますので、この今回の補正予算につきましても、できる限り早く対象世帯にお届けしたいということで考えてございます。

○議長 その他ございませんか。

7 番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いいたします。8 ページの歳出の部分ですけれども、ふるさと応援寄付金に関わる様々な義務費が挙げられているんですけども、委託料と使用料があがっているんですけども、これ詳細が分からなかったの。運搬費は多分ふるさと応援寄付金の返礼品を送る運搬費だと分かるんですけども、広告料と寄付金代理収納手数料あと応援寄付金委託事業 150 万円、インターネット使用料 100 万円というふうに計上されているんですけど、これの詳細をもう少しお示ししたいと思います。これが 1 点目です。

次に、ふるさと応援寄付金が増えているということは非常によろしいことだと思うんですけども、これまでの件数がわからなかったの、何件くらい上がっているのかどうかをお示してください。それが 1 点です。

2 点目が 9 ページの商工費で生活応援商品券ということであがっているんですけども、これは全員協議会で 5 千円の商品券という話だったんですけども、体系というのはこれまでの今第 7 段ということなんですけど、6 段までの体系と同じなんですかね、その辺も商品券の詳細、6 月までということだったので現時点でもし決まっているのであればお示しいただきたいと思います。以上です。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 7 番、秦議員のご質問にお答えいたします。ふるさと応援寄付金の今次補正の歳出の内容でございますが、事項別明細書の 8 ページをご覧くださいと思います。まず 7 節、報奨金につきましては、ふるさと応援寄付金の返礼品でございます。11 節、役務費の通信運搬費の運搬費につきましては、返礼品の総量でございます。ふるさと応援寄付金の広告料につきましては今回減額でございますが、令和 5 年度に行った広告の内容といたしましては、ラッピングバスへの広告、新聞社への広告の提出でございます。手数料につきましては、ふるさと応援寄付金代理収納手数料でございますが、これはインターネットでの決済代行会社へ支払う手数料でございます。それと委託料につきましては、

ふるさと応援寄付金事業委託料でございまして、ふるさと応援寄付金の事業の代行を委託している会社に支払う手数料でございまして、寄付金額の5.5パーセントを支払うという契約になってございます。それとインターネットサイトの使用料につきましては、インターネットで寄付できるネットの寄付サイト10サイトございまして、それぞれに支払う使用料でございまして、寄付金の増加に伴って使用料も増加するというような内容になってございます。

それと2点目のふるさと応援寄付金の件数でございまして、町長が提案理由でご説明申し上げましたとおり、1月15日現在で9,339件となっております。

続きまして、今次の生活商品券の体系は同じかというご質問でございまして、今まで1人あたり5千円の商品券に対して地元券が3千円、共通券が2千円というような中身になってございましたが、今回も同じ内容で商品券を実施する計画でございまして。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 再質問いたします。ふるさと応援寄付金事業の委託料の会社というのはどちらの、インターネット広告会社ですかね、それをお聞きしたいと思います。

あとインターネットサイト使用料で増加分に伴ってということで100万円計上されておりますけれども、これも先ほどの応援寄付金事業のように寄付を頂いたら何パーセントとかそういった契約なのか、もし数字等が分かたらお示しください。あとすみません私聞き落として失礼しました、9,339件の申し込み件数ということなんですけれども、申込方法はどの様な形になっているのか詳細をお示しください。ホームページ等で見ていたんですけれども、電話、ファックス、メール、窓口、ネット、様々な申し込み方法がありますが、どのような形で申し込みされていたのか再質問いたします。以上です。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 再質問にお答えいたします。まず1点目のふるさと応援寄付金の事業委託料につきましては、ふるさと応援寄付金の事業の代行を委託しておりますインサイトという会社でございまして。

それとインターネットサイト使用料につきましては、各サイトごとちょっとばらつきがありますが、おおむね寄付金に対して8パーセント程度の使用料をお支払いしております。

寄付金の申し込み方法につきましては、インターネット上での決済、あるいは現金での寄付、申込方法につきましては、ファックスや郵送、インターネットでの申し込み方法がございまして。申し込みの件数のうち、令和5年度につきましては電話が0、ファックスが39件、窓口が2件、直接申し込みが29件、その他は全部インターネットサイトでの申し込みとなっております。以上です。

○議長 その他ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、令和5年度西会津町一般会計補正予算(第9次)を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、令和5年度西会津町一般会計補正予算(第9次)は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は以上をもって審議終了いたしました。

町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今臨時会は令和5年度一般会計補正予算(第9次)及び報告事項についてご審議をいただいたものでありますが、原案のとおりご議決賜り厚く御礼申し上げます。

今後は速やかに事務を進め、町民の皆さんに1日も早く利用いただけるよう努めて参りますので議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長 これをもって、令和6年台1回臨時会を閉会いたします。(10時41分)